

事業名の末尾の〔 〕の表記は次のとおりです。  
 〔新規〕 第2期盛岡市子どもの未来応援プラン策定中に、実施を予定していた又は、実施の検討を行ったもの  
 〔拡充〕 事業の対象や規模の拡大、追加を行うもの  
 〔充実〕 既存事業の手法の見直しによりサービスを向上させるもの

アクション1 貧困を解消する								
	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	R5成果 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
1	ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の親子等に対して医療費の一部を給付する。	医療助成年金課	受給者数:5,206人 扶助費:154,010,491円	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図った。R5.8から高校生等について現物給付方式を開始した。	無	161,072	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図る。
2	高校生等医療費給付事業〔新規〕	高校生相当年齢の子どもに対して医療費の一部を給付する。	医療助成年金課	受給者数:5,865人 扶助費:96,561,205円	R5.4から新規事業として、高校生相当年齢の子どもに対して医療費の一部を給付したことにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図った。R5.7まで償還方式、R5.8から現物方式で給付した。これにより、0歳から高校生等まで現物給付となった。	無	107,462	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図る。
3	中学生医療費給付事業〔充実〕	中学生に対して医療費の一部を給付する。	医療助成年金課	受給者数:6,526人 扶助費:146,031,175円	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図った。R2.8から現物給付方式を開始した。	無	158,015	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図る。
4	小学生医療費給付事業	小学生に対して医療費の一部を給付する。	医療助成年金課	受給者数:12,627人 扶助費:288,890,099円	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図った。	無	318,442	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図る。
5	乳幼児医療費給付事業	乳幼児に対して医療費の一部を給付する。	医療助成年金課	受給者数:12,128人 扶助費:462,879,591円	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図った。	無	497,649	医療費の一部を給付することにより、適正な医療を確保し、福祉の増進を図る。
6	予防接種	予防接種法による定期接種を実施する。	指導予防課	接種件数 51,429件 支出金額 608,186,564円	予防接種法に基づき実施しており、子どもを対象とする定期接種の接種料金は全額公費負担としている。	無	608,187	予防接種法に基づく定期接種を医療機関に委託して適切に実施する。
7	幼児等インフルエンザ予防接種補助事業	インフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成する。対象は生後6月～中学3年生。	指導予防課	接種件数 26,093件 支出金額 52,186,000円 助成金額 1回につき2,000円	インフルエンザ予防接種の接種費用の一部を助成しており、インフルエンザの重症化・まん延防止を図るとともに、子育て世代の負担軽減を図った。	無	52,186	助成に対する他自治体の例を参考に制度利用の利便性について検討し、事業を継続して実施する。
8	国民健康保険一部負担金助成事業	生計維持が困難になった世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成する。	健康保険課	延べ48件 854,750円	生計維持が困難になった世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成した。 18歳未満の子どものいる世帯への支給:0件、0円	無	854	生計維持が困難になった国保世帯へ、医療機関へ支払った医療費を助成する。
9	特別児童扶養手当給付事業	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している家庭に対して、特別児童扶養手当を支給する。	障がい福祉課	受給資格者数 1,059人 1級:53,700円 2級:35,760円	発達障害の早期発見、療育への理解が進み、手当受給者は年々増加している。障がいのある児童を養育している家庭への支援が充実してきている。	有 さらに、療育機関、医療機関等と連携を図り、制度の周知が必要。	0 (県が支給)	療育機関、医療機関等と連携を図り、制度の周知に努める。
10	障がい児通所給付費等給付事業	障がい児が身近な地域で質の高い支援を受けられるよう、障がい児の利用する事業所に対して、障がい児通所給付費を支給する。	障がい福祉課	利用者数 18,647人(延べ)	利用者のニーズに合わせたサービスを支給することができた。	有 発達障害の早期発見、療育への理解が進み、障がい児通所を利用する児童は年々増加している。世帯の収入状況により、月々の利用料の負担上限額が決められている。障害児児童支援事業所、通所事業所、特に医療型の対応ができる事業所の確保が必要。	1,624,871	継続して利用者のニーズに合わせたサービスを支給する。

	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
11	生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮している要保護者に対し、国が定める最低生活費の基準と収入を対比して不足する部分を支給する。	生活福祉第一課	保護世帯数 3,929世帯 保護人員 4,575人 (R6.3月末)	R6.3.31時点の18歳未満の保護世帯員は、433人。生活扶助や教育扶助等を支給し、最低生活の保障を行うとともに、世帯の自立に向けて支援を行った。	有 保護世帯の中には、複雑な問題を抱えている事例が多く、実施機関単独では解決困難な事例も多いため、特に子どもが関わるケースでは、他機関との緊密な連携を要する。	7,402,603	生活保護法に基づき、生活に困窮している要保護者に対し、国が定める最低生活費の基準と収入を対比して不足する部分を支給する。なお、R5年度は、社会保障生計調査も実施した。
12	児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。	子ども青少年課	支給対象児童数 3,074人 受給資格者数 2,505人 (R6.3月時点) 延べ支給件数 26,116件	児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給した。	無	1,065,506	ひとり親家庭等に対し児童扶養手当を支給する。
13	遺族基礎年金(国事業)	国民年金の保険料納付要件を満たしたものが亡くなった時、生計を維持されていた「子のある妻」などに遺族基礎年金が支給される。	医療助成年金課	市受付件数 0件 ※遺族厚生年金と同時に受給する者は日本年金機構での受付となる。		有 遺族厚生年金(日本年金機構での受付)も含め、今後も制度周知をしていく必要がある。	0	申請に対して日本年金機構での審査が円滑に行われるよう受付・進達を行うとともに、制度周知に努める。
14	フードバンクポスト設置	NPO法人フードバンク岩手が実施しているフードドライブの活動に協力し、庁舎内にフードバンクポストを設置。市民から食糧品の寄附を募る。	地域福祉課 子ども青少年課	本庁舎1階と5階にフードバンクポストを設置	食料品をフードバンク岩手へ提供し、フードドライブ活動に協力することで、子どもがいる生活困窮者への支援につながっている。	無	0	本庁舎1階と5階に継続してフードバンクポストを設置する。
15	乳幼児栄養食品支給事業	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給する。	母子健康課	受給者数 15人	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、粉乳を支給することにより、当該世帯の経済的負担の軽減を図った。		174	生活困窮世帯に属する乳幼児に対し、生後4か月から満1歳に達する月まで、1月あたり粉乳1缶を支給し、当該世帯の経済的負担の軽減を図る。
16	勤労者融資事業	勤労者の生活安定と福祉向上を目的とし、東北労働金庫に預託して、生活資金等の融資を行う。	経済企画課	貸付件数11件 貸付金額 9,500,000円	令和2年に実施した新型コロナウイルス感染症対応特別融資の貸付残高分の預託も行っている。勤労者に必要な貸付を行うことで、生活の安定を図ることにつながっている。	無	9,500	令和5年度に引き続き、多くの勤労者に利用してもらえるよう、周知・PRを図る。
17	保育料の軽減[新規]	幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減する。	子育てあんしん課	0歳児から2歳児の第2子以降保育料補助 1,654人 329,753,229円 3歳児から5歳児の副食費補助 1,458人 71,232,669円	保護者の経済的負担の軽減につながっている。	無	291,560	0歳児から2歳児クラスの第2子以降の保育料を減免するとともに、世帯年収が概ね550万円未満相当の世帯を対象に、3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの副食費を月4,700円を上限として軽減する。
18	放課後児童クラブ利用料の軽減[新規]	経済的な理由により、放課後児童クラブへの入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減する。	子ども青少年課	利用者数:194人 給付額:21,835,700円	放課後児童クラブ利用料等の一部または全額を補助することにより、生活保護世帯及びひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図った。	有 制度の更なる周知や対象者の拡充に向け検討を進める必要がある。	21,836	きょうだい同時利用の要件に、放課後デイ利用を追加し対象を拡充する。また、引き続き、各放課後児童クラブと連携し、制度の周知に努めるほか、イベント時にチラシ配布を行う。
19	保育料の減免	所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免する。	子育てあんしん課	欠席減免 件数 20件 減免額 310,800円 所得減少に伴う減免 件数 0件 減免額 0円	保護者の経済的負担の軽減につながっている。	無	-	所得減少等により保育料が納付困難となった場合や、児童の疾病等の事情により欠席した場合等に保育料を減免する。
20	就学援助事業	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助を行う。	学務教職員課	(要保護・準要保護) 小学校 1,208人 88,838,360円 中学校 734人 88,870,694円	給食費等のほか新入学学用品費の入学前支給(新小1・中1)や、中学校クラブ活動費を支給し、経済的困難を抱える世帯に対し効果的な援助となった。	有 支援を必要とする保護者へ制度の申請周知を徹底するほか、支給費目の拡充に努める。	小学校 88,839 中学校 88,871	給食費等のほか新入学学用品費の入学前支給の実施及び中学校におけるクラブ活動費支給など就学に必要な経費の支援を行う。また、援助を必要とする保護者への周知を徹底し、学校との円滑な事務の連携を行う。

	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
21	被災児童生徒就学援助事業	東日本大震災により経済的に困窮し就学が困難な児童生徒の保護者への支援を行う。	学務教職員課	(被災) 小学校 2人 241,375円 中学校 7人 785,755円	県の補助事業として、被災し経済的に困窮した児童生徒の保護者に対し、学用品費など就学に必要な経費の支援を行うことができた。	有 全額県補助であることから今後の動向を見ながら、援助を必要とする保護者への支援を進めていく。	1,028	被災し経済的に困窮した児童生徒の保護者に対し、学用品費など就学に必要な経費の支援を行う。 また、被災し援助を必要とする保護者への周知を徹底し、学校との円滑な事務の連携を行う。
22	高等学校等就学支援金支給事業(国事業)	授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を支援する。	市立高等学校	生徒814人中、対象者692人 月額9,900円 総支給額 81,506,700円	-	無	授業料 81,507 事務費 736	保護者の収入確認・認定作業を行い、支援対象者の授業料及び事務費について、県に交付申請を行う。
23	高等学校授業料減免	経済的事情により学業の継続が困難な者等の授業料を減免する。	市立高等学校	実績なし	-	無	0	高等学校就学支援金制度により、一部を除き保護者の授業料負担はなくなった。就学支援では家計急変世帯への対応もあるため、それ以外の場合に対応する。
24	高校生等奨学給付金事業(国事業)	市町村住民税所得割額が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する。	市立高等学校	新入生前倒し 11人、本申請66人が該当。 生活保護世帯 32,300円 第一子 117,100円 第二子 143,700円	-	無	0 (県から直接支給)	新入生には入学後に前倒し申請の案内をし、8月以降に全学年の市町村住民税所得割非課税世帯と思われる家庭に申請の案内をする。申請内容を簡易的に審査したうえで県へ進達する。
25	保育士確保対策事業	保育士が返還している奨学金の返還費用の一部を補助する。事業者が宿舍を借り上げ、雇用する保育士を入居させた場合に、費用の一部を補助する。	子育てあんしん課	保育士奨学金返還支援給付金 対象者 147人 補助額 7,701,352円  保育士宿舍借上げ支援事業 対象園 50園 対象人数 133人 補助額 52,156,590円  若手保育士処遇改善事業 対象園 43園 対象者 128人 補助額 5,273,184円	市内の保育所等へ就労する保育士を支援し、保育士の定着を図ることで児童定員の確保に努めているが、各保育施設における保育士確保が難しい状況となっている。	無	65,300	保育士奨学金返還支援給付金、保育士宿舍借上げ支援事業、若手保育士処遇改善事業及び保育体制強化事業を行う。
26	高等教育の修学支援新制度(国事業)	意欲ある子どもたちの進学を支援するため、国が、高校・大学等の授業料の減免や給付型奨学金制度を拡充させたことから、必要とする家庭へ情報が確実に届くよう、制度の周知に努める。	市立高等学校	実績なし	-	無	0 (進学後国から支給)	4月には3年生の進学希望者に、年度末には1・2年生にパンフレットを配布し、個別に問い合わせの対応をしている。
27	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業	母子・父子家庭の父母の能力開発の取組を支援するもので、対象教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の60%を支給する。	子ども青少年課	利用者数 4人 扶助費 187,709円	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援することができた。	無	188	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。
28	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子・父子家庭の父母が就業に結び付きやすい資格取得のための修業(1年以上)の間、訓練給付金を毎月支給することにより、経済的負担の軽減を図る。	子ども青少年課	利用者数 17人 扶助費 17,661,500円	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援することができた。	有 これまで特例措置であった、6月以上の修業期間を要する雇用保険法に基づく教育訓練により民間資格取得を目指す者について給付対象とする措置が恒久化されたため、更なる周知が必要。	17,662	母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。

	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
29	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等を対象に、職業適性、就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談、就業支援講習などの就業支援サービスのほか、養育費相談などの生活支援サービスを提供する。	子ども青少年課	・就業相談 123件 ・就業促進活動 48件 ・就業支援講習会(パソコン教室) 全5回開催、延べ受講者数30名 ・養育費相談 149件	・個々の母子家庭の母等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談等を実施した。 ・弁護士相談の実施により、養育費問題の解決に向けた支援を行った。	有 制度の周知を図り、必要な情報提供を行っていく必要がある。	946	・母子家庭の母等に対し、就業相談、就業促進活動等の就業支援を行う。 ・企業に対し、ひとり親家庭に対する理解と協力を求める活動と求人開拓を行う。 ・法律問題の解決や養育費の取決めなどを支援するため、弁護士相談等を実施する。
30	シングルマザーのための就職応援講座	母子家庭の母が就職活動に臨めるよう、仕事に役立つビジネスマナーなどを学び、また受講生同士の交流を図る就職応援講座を開催する。	男女共同参画推進室	参加者:60人(27世帯)	親子で参加できるプログラムとしたことで多くのひとり親家庭に参加いただいた。 ・親が自分のための時間を過ごし、自分自身を見つめる時間に。また参加者同士の交流は「孤育てからの解放」の一助となった。 ・相談ブースは、個別のニーズをひろい、必要な情報を提供し、漠然と抱えていた不安をときほぐし、整理する機会となった。 ・子どもの主体的な家事参画を促す狙いとして調理をプログラムに組み込んだが、実生活で活かすことが期待される。	有 シングルファーザーが参加しやすい工夫が必要。離婚に至る理由は様々あり、特にDV被害者等の配慮が求められる。安心安全な事業運営の方策を調査する必要がある。	155	ひとり親の母と子が一緒に自分らしく生きるための講座を展開する。
31	ジョブカフェいわての運営	県が設置するジョブカフェいわてに、市事業でカウンセラーを追加配置し、35歳未満の若年者の就職を支援する。	経済企画課	利用者数 47,096人 就職決定者数 1,158人	利用者・就職決定者ともに増加しており、多くの人がジョブカフェいわてを利用し就職につながることで貧困から脱することに寄与していると考えられる。ただし、就職した利用者が貧困であるか実態を把握することは困難である。	無	5,113	令和5年度に引き続き、多くの利用者を利用してもらえるよう、周知・PRを図る。
32	盛岡地域若者サポートステーション運営	県が設置する「盛岡地域若者サポートステーション」と連携して、働いてもおらず、教育も訓練も受けていない若年無業者の支援を行う。	経済企画課	登録者数 464人 進路決定者数 138人	無業者やひきこもりの社会参加や就労支援により生活の安定を図ることにつながっている。登録者が貧困であるかといった実態の把握は困難だが、必要に応じて支援機関へとつなぐ。	無	4,620	令和5年度に引き続き、登録者・進路決定者の増加に向けて、周知・PRを図る。
33	就職面談会	盛岡公共職業安定所等との共催により、新規学卒予定者・既卒者と企業の情報交換の機会となる就職面談会を開催する。	経済企画課	【高校生向け】 R5は実施見送り 【大学生等向け】 参加企業24社、参加者数34人	地元企業と学生等の交流機会の創出により、若者が就職に関する情報を得ることができ、就業につなげることで貧困から脱することに寄与すると考えられる。	有 少子化の進展により、学生の就職活動は売り手市場の状況にあるが、より多くの若者が魅力ある地域企業の情報を得られるよう実施内容を練っていく必要がある。	211	より多くの若者と地元企業との交流機会を創出できるよう、関係機関と連携し事業を企画するとともに、事業開催に当たっては参加者の増加につながるよう、効果的な周知・PRを図る。
34	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、自立・就労支援を実施する。	子ども青少年課	1件	各関係機関と連携し経済的自立支援と保育所入所支援を行った。	有 ハローワークが主体となっているため、本プログラム自体の形骸化が露わとなっており、策定件数は例年低迷している。	0	・ハローワークとの協議により、ニーズを捉えた支援方法になるよう事業の流れを再検討し、事業活用者の増加に努める。 ・児童扶養手当現況届の機会の活用や、関係機関との連携により、事業の周知を図る。
35	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が就職活動等の事由により、一時的に保育サービスが必要である場合に、家庭生活支援員を派遣し日常生活の支援を行った。	子ども青少年課	利用実績 59件	・母子家庭等に対し、一時預かり等の保育サービスを提供した。	有 ・新規利用者を確保すべく、事業の更なる周知が必要である。	1,010	・母子家庭等に対し一時預かり等の保育サービスを提供する。 ・利用しやすい制度になるよう委託事業者と協議を重ね、受付方法の見直し等を図る。
36	ひとり親等の在宅就業支援事業〔新規〕	ひとり親世帯の親を対象に、在宅でできるテレワークに係るセミナーの開催や、テレワークに必要な知識・スキルの研修等の実施を検討する。	子ども青少年課	実績なし	なし	有 ・新規利用者を確保すべく、事業の更なる周知が必要である。		・セミナーや研修会等の実施を検討する。 ・子ども・子育て支援事業において、子どもの貧困対策に係る事業を市の重点化事業として募集する。
37	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業〔新規〕	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行う。	子ども青少年課	利用者 0名	・市長が指定する講座を開始した場合、当該講座を修了した場合及び当該講座を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に給付金を支給するもの。	有 ・令和2年度及び令和4年度に1件ずつ講座指定申請がなされており、双方ともに当該試験合格には至っていない。	0	高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親子に対し、給付金を支給する。

アクション2 貧困によって子どもの可能性が奪われないようにする							
事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
1	学習支援事業	生活福祉第一課	・利用者数は、実人数96人、延べ2,507人 ・210回開催	通年の無料送迎サービスを実施したことで通所の利便性向上を図ったほか、検温や手指消毒等による感染症対策を徹底し、安全な教室運営に努めた。	有 対象者に対して、参加率が低調であるため、今後更なる周知が必要である。	10,617	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、高等学校進学に向けた学力の向上を図るため、学習の場を提供する。無料送迎サービス及び常設会場の1会場増設を継続しており、積極的な周知を行い、更なる利用者増に努める。
2	就学相談支援事業	生活福祉第一課	・生活保護受給世帯の中高校生186人/268人参加(69.4%) ・電話、訪問などの支援4,220回	就学に関する相談に対して助言・情報提供を行い、高校進学及び高校卒業後の進路達成に向けた支援を行った。	有 高校中退者が12人いたことから、就学継続に関する意識付けを継続していく必要がある。	12,956	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学生・高校生とその保護者を対象に、相談員による進学や就学継続等の支援を行う。
3	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子ども青少年課	利用件数 39件 貸付実績 16,399,300円	・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、目的に応じた資金の貸付を行った。 ・児童扶養手当現況届時に相談窓口を設け、事業の周知を図った。	有 ・滞納がなるべく発生しないよう法的及び福祉的視点での支援が求められるため、マニュアル等の作成・更新により統一的な業務遂行が必要。	16,399	・母子・父子・寡婦世帯の生活の自立促進を目的とし、引き続き資金の貸付を行い経済的自立を支援する。 ・貸付を受けた方が計画に沿った償還ができるよう、適正な債権管理及び生活相談等の支援を行う。
4	岩手育英会助成事業	学務教職員課	(公財)岩手育英会運営費補助事業補助金195,000円	経済的理由により奨学金を希望する大学・短大生に対し貸与事業等を実施する経費の一部を補助することにより、向学心のある岩手盛岡の学生に対し、学業の成就を支援することができた。	無	195	(公財)岩手育英会に対し事業費の一部を補助する。
5	給付型奨学金の給付(国事業)(再掲)	市立高等学校	4月に3年生の進学希望者全員にパンフレット配布、年度末に1・2年生にパンフレット配布。更に個別に問合せ対応している。	-	無	0 (進学後国が支給)	4月に3年生PTAに説明資料配布。1・2年生にも学年PTAの機会に説明資料配布予定。更に個別に問合せ対応している。
6	高等学校等就学支援金支給事業(国事業)(再掲)	市立高等学校	生徒814人中、対象者692人 月額9,900円 総支給額 81,506,700円	-	無	授業料 81,507 事務費 736	保護者の収入確認・認定作業を行い、支援対象者の授業料及び事務費について、県に交付申請を行う。
7	高等学校授業料減免(再掲)	市立高等学校	実績なし	-	無	0	高等学校就学支援金制度により、一部を除き保護者の授業料負担はなくなった。就学支援では家計急変世帯への対応もあるため、それ以外の場合に対応する。
8	高校生等奨学給付金事業(国事業)(再掲)	市立高等学校	新入生前倒し 11人、本申請66人が該当。 生活保護世帯 32,300円 第一子 117,100円 第二子 143,700円	-	無	0 (県から直接支給)	新入生には入学後に前倒し申請の案内をし、8月以降に全学年の市町村民税所得割非課税世帯と思われる家庭に申請の案内をする。申請内容を簡易的に審査したうえで県へ進達する。
9	子ども食堂の支援	子ども青少年課	①子ども未来基金補助 2団体 ②支援対象児童等見守り強化事業補助金 23団体 11,862千円	県の委託事業である「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携し、子ども食堂へ情報提供などを行った。また、食材の購入経費、子ども食堂運営費等に対して、補助金を支給した。 令和元年度から、市、中央卸売市場、子ども食堂で食材提供に関する協定書を締結し、市内の12団体の子ども食堂へ食材提供を行った。	無	11,862	中央卸売市場と連携し、子ども食堂の運営を支援する。 また、不安やストレスを抱える子どもや子育て世代の見守り体制を強化するため、子ども等の状況把握及び食事等の提供を行う子ども食堂に対して運営費の助成を行う。
10	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(再掲)	子ども青少年課	利用者 0名	・市長が指定する講座を開始した場合、当該講座を修了した場合及び当該講座を修了した日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に給付金を支給するもの。	有 ・令和2年度及び令和4年度に1件ずつ講座指定申請がなされており、双方ともに当該試験合格には至っていない。	0	高卒認定試験の合格を目指すひとり親家庭の親子に対し、給付金を支給する。
11	高等教育の修学支援新制度(国事業)	市立高等学校	-	-	無	0 (進学後国から支給)	4月には3年生の進学希望者に、年度末には1・2年生にパンフレットを配布し、個別に問い合わせの対応をしている。

アクション3 貧困によって生じた問題や貧困に繋がる諸課題を解決する								
	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
1	児童養育支援活動事業	盛岡市要保護児童対策地域協議会を運営し、要保護児童、要支援児童及び特定妊婦対策を推進する。	こども家庭センター	代表者会議:1回 実務者会議:4回 個別ケース検討会議:63回	協議会の主な構成機関との連携強化を図り、経済的困窮等を含む児童相談について円滑な連携に努めた。	無	195	協議会を中心としたネットワークづくりを継続し、代表者会議1回、実務者会議4回、個別ケース検討会議60回を実施する。
2	家庭相談員活動事業	児童虐待、養護、育成などの児童家庭問題に対し、家庭相談員を配置し、関係機関との連携をとりながら保護者等に対し指導・援助を行う。	こども家庭センター	<対応件数> 来庁204件、電話8,189件、訪問1,091件 合計9,484件(前年9,568件) 複雑化、深刻化する課題へ対応のため、児童相談、家庭相談等の業務をより迅速かつ効率的に行った。	調査、相談、家庭訪問、カウンセリングや指導など継続的ソーシャルワーク、在宅支援サービスの調整、児童相談所や他機関との連携・協働、盛岡市要保護児童対策協議会の調整業務を実施した。	有	0	地域の児童福祉関係機関へのアウトリーチによる情報交換と技術的助言を行う。研修や人事交流を通じた職員の支援技術向上に努める。
3	子ども家庭総合支援センター事業〔充実〕	子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行なうため、盛岡市要保護児童対策地域協議会や岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努める。また、対応している相談ケースが複雑・困難化してきていることから、職員体制の強化に努める。	こども家庭センター	R元年度から子ども家庭総合支援センター専従職員を増員(6名→9名)、令和3年度に専任の所長を配置するなど、児童相談体制を強化している。また、児童家庭相談システムの導入により、児童相談、家庭相談等の業務をより迅速かつ効率的に行っている。	経済的困窮がネグレクトにつながらないよう、予防的な支援(保護者への助言、関係機関への助言等後方支援、民間と連携した現物支援)を展開した。	有	19,859	地域の児童福祉関係機関へのアウトリーチによる情報交換と技術的助言を行う。研修や人事交流を通じた職員の支援技術向上に努める。
4	教育相談	保護者・児童生徒の直面する様々な教育問題に関する教育相談を行う。	教育研究所	相談件数 423件	相談内容別では、教育一般が164件と最も多く、次いで学校等への不適応が59件、交友等に関することが19件であった。継続相談は60件近くあり、相談者の拠り所として機能した。	無	0	電話、来談及びメール相談について、令和5年度と同様の対応を行う。受理支援方針会議等を通して、関係機関との一層の連携を図る。
5	少年センター事業	少年補導委員を委嘱し街頭巡回活動や相談業務、環境点検活動等広報啓発活動等を行う。	少年センター	少年相談件数(R5):14件 巡回のべ件数(R5):388回 〃 人数(R5):1,102人	学校や地域、関係機関の方達による積極的な活動参加により、子ども達の安心安全な育成環境の実現に一定の効果があつた。相談や各種啓発活動についても、実施計画のとおり実施された。	有	19,010	引続き関係機関と連携しながら巡回活動を実施する。センターだよりやHPにおける情報発信について、より効果的な内容とする。
6	婦人・女性相談員活動	専門の相談員を配置し、困難な問題を抱える女性から電話又は来所による相談を受け、支援を行う。	こども家庭センター	相談延べ件数1,030件	相談に応じるとともに、相談者に対し、各種貸付や給付等の必要な情報提供をした。また、必要に応じ、行政機関への同行支援を実施した。	有	6,223	関係機関と連携しながら、相談対応し、相談者に必要な情報を提供する。
7	母子生活支援施設	母子生活支援施設『かつら荘』を管理運営する。	こども家庭センター	年間保護世帯人員 2世帯 世帯人数 4人	児童福祉法の規定に基づき、配偶者のいない女子及び児童を母子生活支援施設に保護した。	無	33,757	母子生活支援施設『かつら荘』を管理運営する。
8	消費者救済資金貸付	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行う。	消費生活センター	新規貸付額 45,360千円(39件) 年度末貸付残額 199,134千円(202件)	相談者の生活再建を図ることを目的とした資金の貸付けを行ったことで、子どもの貧困対策に寄与した。	有	103,000	相談者の生活再建を図ることを目的として、多重債務整理や消費者訴訟に要する資金、生活再建に要する資金の貸付けを行う。
9	多重債務者包括的支援プログラム	滞納や生活困窮などの相談を行う際、消費生活センターへの相談を呼びかけるなど、生計の改善や社会との繋がりの回復を目指す。	消費生活センター	利用件数 217件	関係機関と連携して多重債務者の生活再建を支援したことで、子どもの貧困対策に寄与した。	有	0	滞納や生活困窮などの相談を行う際、消費生活センターへの相談を呼びかけるなど、生計の改善や社会との繋がりの回復を目指す。

	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
10	ひとり親相談	児童扶養手当現況届の受付会場において、子どもの修学資金等の相談に対応する窓口を設置。ハローワーク、盛岡市社会福祉協議会、盛岡市くらしの相談支援室等の関係機関と連携の上相談に応じることで、ひとり親世帯等に対する相談支援の強化を図る。	子ども青少年課	相談延べ件数 134件	・児童扶養手当現況届の受付会場において、修学資金等の相談窓口を開設した。生活困窮世帯が全国的に増加していることから、生活困窮関係の相談機関に協力してもらい社会情勢に合わせた相談窓口を設置した。窓口では生活全般の幅広い相談に対応したことにより、ひとり親家庭等に対する相談支援の強化を図ることができた。	有	0	例年の修学資金等の相談に加え物価上昇に関連して生活困窮世帯が全国的に増加していることから、生活困窮関係の相談機関に協力してもらい社会情勢に合わせた相談窓口を設置する。
11	養育支援訪問(家事援助)事業 〔拡充〕	要保護、要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努める。また、本事業については、令和元年度において、地域を限定して実施しているが、令和2年度以降順次、実施地域の拡大を図る。	こども家庭センター	委託事業者数 1団体 利用家庭数 8世帯 支援回数 218回	家事援助サービスを提供し、家庭環境の改善に努めた。実施地域の拡大に向けた事業説明を行った(一者)。	有	411	対象地域拡大、事業者増に向けた他市町村調査を行う。
12	養育支援訪問(専門的相談援助)事業	養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをする。	母子健康課	養育支援訪問 423件	乳児家庭全戸訪問や母子健康手帳交付、妊婦・乳幼児健診を実施した医療機関からの連絡、子ども家庭総合支援センターからの連絡等により把握し、家庭訪問を実施した。抱える問題が複雑な家庭が増えており、継続した訪問指導が必要である。		(職員の人件費のみ)	養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。問題を多く抱えた家庭が多くなっているため、関係機関との連携を図って対応する。
13	自立相談支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業として、「盛岡市くらしの相談支援室」を設置し、長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える相談者に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行う。また、関係機関と連携のもと更なる周知を行い、潜在する生活困窮者の把握と支援に努める。	生活福祉第一課	・新規相談件数は、958件 ・延べ相談件数(来所、電話、訪問、関係機関)は、11,410件 ・プラン作成件数は、117件	長期失業等、さまざまな生活の課題を抱える世帯に対して、自立に向けた包括的、継続的な支援を行った。	有	50,387	物価高騰等の影響により、生活に困窮する世帯が引き続き増加している状況であることから、様々な困難及び課題を抱える世帯の自立に向けた支援を行う。

アクション4 早期に把握し、適切に支援につなぐ							
事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
1	子育てサロン実施支援	子育てサロンの意識調査を希望する地区民生委員協議会のエリアにおいて、1歳未満児及び転入した2歳未満児のいる家庭を対象とした調査等を実施する。	子ども家庭センター 調査世帯 約1,200世帯	子育てサロンのニーズ調査時に世帯への戸別訪問をすることにより、地域とのつながりを醸成し、子どもの貧困等の早期発見、支援につながる。	無	287	子育てサロンの意識調査を希望する地区民生委員協議会のエリアにおいて、1歳未満児及び転入した2歳未満児のいる家庭を対象とした調査等を実施する。
2	子育てサロン・フォーラム	子育てサロン等の取組について広く周知するため、子育てサロン・フォーラムを開催する。	子ども家庭センター テーマ:「困難を抱えた子どもたちへの支援について」 参加者72人	子育て世帯に関する課題や取り組みを周知することで、地域における支援活動につながる。	無	19	子育てに関する取組等について広く周知するため、子育てサロン・フォーラムを開催する。
3	重層的支援体制整備事業	社会福祉法人や福祉関係団体に相談支援包括化推進員を委嘱し、各分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築し、支援をする。	地域福祉課 個別ケース会議数:17回(13件)	単独の支援機関で解決できない複合・複雑的な課題を複数の支援機関と協働で対応した。	有	54,626	社会福祉法人や福祉関係団体に重層的支援アドバイザー(相談支援包括化推進員)を委嘱し、各分野の専門家がチームとして支援できる体制を構築し、支援をする。
4	子育て世代包括支援センター	保健師・助産師・社会福祉士等が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行う。	子ども家庭センター 母子健康手帳交付・妊婦相談数897件	妊娠期から子育て期にわたるまでの保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師、助産師が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行った。問題が複雑な困難ケースや支援を拒否し、状況把握が困難な事例も増えているため、関係機関との連携が必要である。	有	9,866	関係機関との連携を強化し、保健師・助産師が、妊娠期から子育て期にわたる保健や育児に関する様々な悩み等に対する相談支援を行う。
5	子ども・子育て支援事業補助金	市民・団体等が主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行う「子ども未来基金事業」において、子どもの居場所づくりや子どもの貧困対策に資する事業に関する取組に対しては、補助率及び補助上限額を高く設定し、より多くの団体が子どもの貧困対策に資する活動に取り組むことができるよう支援する。また、より活用しやすい補助制度となるよう、補助を受けている団体から意見を聴きながら、制度の充実に努める。	子ども青少年課 補助金額:9,730,850円 補助件数:14件	困窮世帯への子どもの居場所支援活動や学習支援活動など、各事業者が様々な角度から子ども・子育て支援を実施した。	無	9,730	引き続き、子どもの貧困対策に係る事業を市の重点化事業として募集し、課題解決を図るとともに、子ども未来基金を周知する。
6	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するなど、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問する。	母子健康課 対象者数1579人 訪問数 1582人 訪問対応率100.2 %	市内に居住する生後4か月未満の乳児のいる家庭に保健師、助産師が家庭訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、適切な指導助言を行うとともに子育てに関する情報提供などの支援を実施した。	無	3,652	生後4か月未満の乳児のいる家庭に専門職の訪問員が訪問し、乳児及び養育者の心身の状況や養育環境を把握し、適切な助言指導を行う。早期に母親の意向を確認し、復職等により訪問時期が合わず訪問が実施できないことがないようにする。
7	子ども応援プロジェクト[拡充]	NPO法人フードバンク岩手が行う食糧支援の活動(フードバンク)に、市社会福祉協議会及び市民生児童委員連絡協議会と共に協力し、悩みごとを抱えながらも支援制度や支援者に繋がっていない世帯を早期に把握し、相談機関へ繋ぐ。	子ども青少年課 ①夏休み 申請件数 392世帯 食料発送重量 約15.2kg 再相談につながった件数 21世帯 ②冬休み 申請件数 382世帯 食料発送重量 約12.6kg 再相談につながった件数 22世帯	世帯の困り事に合わせた支援機関や相談先の周知を行うことができ、案内を継続的に行うことにより相談相手や相談先の認知の割合も増加している。	無	0	子ども応援プロジェクトとして、学校連携のモデル校と協力しながら、悩みごとを抱えながらもまだ制度につながっていない世帯を相談機関へ繋いでいく。

	事業名	事業概要	担当課	R5実績 (利用者数、給付額等)	成果、課題等 (子どもの貧困対策の視点を中心に)	R5成果を踏まえた課題 (有の場合には入力してください)	R5決算(見込)額 (単位:千円)	R6取組内容
8	見守り協定	業務の中で異変を把握した場合に市に連絡することを内容とする協定を電気、ガス、新聞販売店等の事業者と市が締結する。	地域福祉課	R5年度末時点で、47団体と協定を締結。	ライフライン等の事業者へ情報提供等の協力を得ながら支援につなげている。子ども貧困対策よりは高齢者に関する事例が多い。また、緊急性が高い時は市を通さず直接警察等に通報することもある。	無	0	業務の中で異変を把握した場合に市に連絡することを内容とする協定を電気、ガス、新聞販売店等の事業者と市が締結する。
9	子ども食堂の支援(再掲)	NPO法人や民生委員などによって実施されている「子ども食堂」は、地域の子どもの無料や低価格で温かい食事を提供するとともに、子どもたちが安心して過ごせる居場所や多様な大人との出会いの機会としての機能も担っている。県が実施している「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携を図りながら、「子ども食堂」を実施している団体又は、開設の意向のある団体などに対し、「子ども食堂」についての情報発信・情報提供などを行い、必要な方に支援が届くよう努める。 また、中央卸売市場と連携した食材提供を通じて、子ども食堂の運営を支援する。	子ども青少年課	①子ども未来基金補助 2団体 ②支援対象児童等見守り強化事業補助金 23団体 11,862千円	県の委託事業である「子どもの居場所ネットワークいわて」と連携し、子ども食堂へ情報提供などを行った。また、食材の購入経費、子ども食堂運営費等に対して、補助金を支給した。 令和元年度から、市、中央卸売市場、子ども食堂で食材提供に関する協定書を締結し、市内の12団体の子ども食堂へ食材提供を行った。	無	11,862	中央卸売市場と連携し、子ども食堂の運営を支援する。 また、不安やストレスを抱える子どもや子育て世代の見守り体制を強化するため、子ども等の状況把握及び食事等の提供を行う子ども食堂に対して運営費の助成を行う。
10	関係機関職員の資質向上	要保護児童対策地域協議会において、児童福祉関係機関の職員を対象とした児童虐待防止等に関する研修会を開催する。 また、子どもと保護者に日常的に接する機会の多い機関・施設の職員が、家庭が抱えている困難や背景に気づき、個々の事情に配慮しながら見守り、必要に応じて、適切な支援につなげることができるよう、研修機会の提供に努める。	こども家庭センター	R5.7.26 令和5年度盛岡市児童福祉関係機関職員研修会(学校、保育園等職員向け) R5.11.22 令和5年度盛岡市医療機関職員向け研修会 R6.2.8 令和5年度盛岡市児童虐待対応研修会(主任児童委員向け)	岩手県福祉総合相談センターと共催し、研修を実施した。	無	0	岩手県福祉総合相談センターと協働で実施し、研修機会の確保に努める。
11	子ども家庭総合支援センター事業(再掲)	子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行なうため、盛岡市要保護児童対策地域協議会や岩手県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努める。また、対応している相談ケースが複雑・困難化してきていることから、職員体制の強化に努める。	こども家庭センター	R元年度から子ども家庭総合支援センター専任職員を増員(6名→9名)、令和3年度に専任の所長を配置するなど、児童相談体制を強化している。 また、児童家庭相談システムの導入により、児童相談、家庭相談等の業務をより迅速かつ効率的に行っている。	経済的困窮がネグレクトにつながらないように、予防的な支援(保護者への助言、関係機関への助言等後方支援、民間と連携した現物支援)を展開した。	有	19,859	地域の児童福祉関係機関へのアウトリーチによる情報交換と技術的助言を行う。研修や人事交流を通じた職員の支援技術向上に努める。